

1 基本方針

農業は、食料等の農産物を安定供給するという本来の役割に加え、農業生産活動による国土の保全や自然環境の保全といった多面的機能を有しており、このような機能を将来にわたって継続し、発展していくことが望まれている。

そのためには、化学肥料や化学合成農薬など化学的に合成された資材による環境への影響をできる限り低減し、環境の保全と生産性の維持・向上を図りながら、環境に配慮した農業を推進する必要がある。

環境に配慮した農業を推進していくことは、自然環境への負荷を軽減するだけでなく、消費者に安全・安心な農産物を提供していくことにもつながる。

また、本市には、持続的な農業の営みを通じて、多様な野生動植物が生息生育する空間が存在しており、今後とも、市民に安全・安心で良質な食料や、豊かな自然環境を提供できるよう、その保全等を推進する必要がある。

農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した生産方式への転換を図るため、化学肥料や化学合成農薬など化学的に合成された資材の使用量の低減、及び様々な生態系が育まれる土壌を形成する「環境保全型農業」を推進する。

2 推進方策

本市は、平成 11 年度に「長岡市環境保全型農業推進計画」（計画期間は 7 年間）の策定、及び「長岡市産特別栽培農産物認証事業」を施行し、化学肥料や化学合成農薬など化学的に合成された資材の使用量低減を図る取り組みを進めてきた。

今後、更なる農業者への取組みの促進を図るため、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律」に基づく「エコファーマー」の認定を推進し、環境保全型農業の担い手を育成するとともに、「新潟県特別栽培農産物」の認証取得等の取組を支援し、生物多様性に効果の高い営農活動の導入を図る。

3 施策の展開

環境保全型農業の定着のためには、環境保全に対する農業者への意識啓発、環境保全に有効な農業技術や資材等の普及や、これらに合わせた条件整備が必要であるだけでなく、消費者をはじめ流通・販売者の理解を得ながら、取組を進めていくことが重要である。

そのため、次のような施策を展開していく。

(1) 環境保全型農業の推進

有機質資源を循環利用した活力ある土づくりを基本に、化学合成農薬・化学肥料の使用量低減を進め、安全・安心な農産物を消費者に供給する環境保全型農業の普及を進める。

(2) 安心・安全な米づくりの推進

有機質肥料の施用や化学合成農薬の使用低減、適正な水管理、生産履歴の記入等により、安心・安全でおいしい米づくりなど、環境保全型の米づくりを推進する。

(3) 耕畜連携の推進

家畜排泄物の堆肥等の利活用、稲わらの堆肥化や家畜の飼料・敷きわら利用など、耕畜連携により資源の循環利用の仕組みづくりを進める。

(4) 食育の推進

「長岡市食育推進計画」に基づき、関係機関・団体が連携し、食育を推進する。

また、学校給食における米をはじめとした地場農産物の消費拡大や、消費者への地場農産物に関する情報提供を強化し、地産地消や郷土の食への理解を深める。

(5) 地消地産の推進

農産物直売所、地元スーパー等を拠点に、地場農産物の消費拡大を図る。

(6) 都市・農村交流の推進

「グリーンツーリズム」の推進を通じ、都市住民や市民に農業・農村体験の機会を提供する。

(7) 「江」の設置及び冬期湛水管理等の推進

本市は、中央を流れる信濃川を始めとして、多くの水資源環境に恵まれており、白鳥など多くの水鳥が飛来する地域である。ほ場への「江」の設置や冬期間の水田の湛水により、擬似湿地を形成することで、多様な生きものの息の場を提供するとともに、湛水管理の実施によって得られる雑草の抑制や施肥効果などを活用し、環境保全型農業の推進を図る。

なお、実施に当たっては、次の事項に基づき取り組むこととする。

○保全する生物

- ・水生生物（ドジョウ、タニシ、ヤゴなど）

○共通事項

- ・地域の農業者等の合意が得られていること
- ・実施ほ場に隣接するほ場の作物の作付け等への障害とならないこと
- ・農業振興地域内の農地で実施すること

○冬期湛水管理について

- ・鶏舎の近隣では実施しないこと
- ・可能な限り、一定の面的なまとまりをもって実施すること
- ・地下水からのポンプアップや農業用水からの引き込み等、いつでも取水ができる措置及び畔塗り、代かき等による漏水防止の措置により、湛水状態の維持に努めること
- ・10月から翌年3月までのうち、連続2か月以上の湛水期間を確保すること

○「江」の設置について

- ・水稻栽培期間中を通じて、常時、湛水状態を維持すること
- ・「江」内に農薬や除草剤を混入させないこと